

姫路市教育委員会会議録（令和6年11月）

- 日 時 令和6年11月14日（木）午後2時から
- 場 所 教育委員会会議室
- 開 会（午後2時）
 - 日程第1 会議録署名委員の指名等
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 議事
 - 議案第28号 令和7年度歳入歳出予算要求について
 - 議案第29号 職員に対する処分について
 - 議案第30号 姫路市立図書館協議会委員の任命について
 - 日程第4 報告
 - 1 姫路市教育振興基本計画審議会答申及び姫路市教育振興基本計画（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）提出手続の実施について
 - 2 令和5年度姫路市の市立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について
 - 日程第5 次回委員会開催日時等
 - 日程第6 その他
- 出席者（委員）久保田教育長、中野委員、森下委員、山下委員、角谷委員
（事務局）平田教育次長、平山教育次長、松本教育総務部長、山下教育企画室長、森学校教育部長、砂山生涯学習部長、太田総合教育センター所長兼育成支援課長、干谷城内図書館長、濱田総務課長、加野学校施設課長、藤保教育企画室主幹、宮崎教育企画室主幹、沖端教職員課長、角倉学校指導課長、田淵健康教育課長、松本人権教育課長、古林教育研修課長、儀武生涯学習課長、大西文化財課長、中川姫路科学館長、増田城郭研究室長、春井埋蔵文化財センター館長
（書記）島田総務課係長、平野総務課主事

○ 議事の内容

教育長

- 会議に入る前に、傍聴される方々にお願いがございます。
- 教育委員会の会議の開催にあたり、傍聴規則を守って頂き、会議運営が円滑に行えるように御協力をお願いいたします。
- それでは、会議に入ります。

- ただいまから定例の教育委員会を開催いたします。
- 本日の出席者数は、定足数に達していますので、委員会は成立しております。
- それでは、これより日程に入ります。
- 日程第1、本日の会議録署名委員の指名等を行います。
本日の会議録署名委員は、姫路市教育委員会会議規則第13条第2項の規定により森下委員を指名します。
- 次に、事前にお配りしております前回の会議録について、御意見はございませんか。
- 特に御意見もないようですので了承したいと思います。

- 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の会期は、本日限りとさせていただきます。
これに御異議はございませんか。

(委員)

[異議なしの声あり]

教育長

- 異議なしと認めます。よって提案のとおりといたします。

教育長

- それでは、日程第3 議事 及び日程第4 報告 に入りたいと思いますが、
報告事項の2 令和5年度姫路市の市立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について
が追加になっております。

教育長

- 議事に先立ち、議案及び報告事項の公開又は非公開の決定について、お諮りしたいと思います。

教育長

- 議案第28号は予算に関する審議であり、議案第29号及び第30号は会議規則第15条第1号に規定する「教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件」に該当するため、非公開にすることが適当であると考えますが、賛成の方は挙手願います。

(委員)

[挙 手]

教育長

- 全員賛成と認め、議案第28号～第30号は非公開と決定します。

教育長

- なお、会議の進行上、公開案件から審議いたします。

教育長

- それでは、
報告事項の1 姫路市教育振興基本計画審議会答申及び姫路市教育振興基本計画（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）提出手続の実施について
事務局からこの件について説明してください。

（事務局）

- （教育企画室主幹 報告事項の1について説明）
姫路市教育振興基本計画審議会答申について説明いたします。
審議会は10月8日の第4回をもって審議を終了しました。その後、事務局内で表記のゆれ等を微修正し、修正箇所を審議会の会長・副会長に確認及び承認いただき、10月28日に審議会の会長・副会長から教育長へ答申をいただきました。
次に、姫路市教育振興基本計画（案）に関する市民意見（パブリック・コメント）提出手続の実施について説明いたします。
「趣旨」につきましては、第3期の姫路市教育振興基本計画を策定するに当たり、計画（案）に対して市民意見（パブリック・コメント）提出手続によって意見を募集しようとするものでございます。
「公表案等」ですが、姫路市教育振興基本計画（案）につきまして、本庁舎では事務局の教育企画室や市政情報センターで、本庁舎以外では各支所・地域事務所・出張所・サービスセンター等で公表いたします。なお、公表する計画案につきましては、審議会からの答申を尊重し、基本的には答申と同じ内容といたします。
「実施の概要」ですが、意見の募集期間は令和6年12月20日から令和7年1月20日までの1か月間とし、意見の提出方法及び意見を提出できる者につきましては、資料に記載のとおりでございます。そして、提出された意見は、内容ごとに整理・分類した上で、後日これに対する考え方とともに公表いたします。
最後に、「今後の予定」としまして、来年3月中にパブリック・コメントの結果を公表し、基本計画を策定したいと考えております。

教育長

- この件について、各委員は質疑を願います。

教育長

- それでは、特に意見等もないようですので、報告事項の1についてはこれで了承したいと思います。

教育長

- 次に、
報告事項の2 令和5年度姫路市の市立学校児童生徒の問題行動・不登校等の状況について

事務局からこの件について説明してください。

(事務局)

○ (学校指導課長 報告事項の2について説明)

本資料は、10月31日に公表された、文部科学省の「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果を基に、小・中・高等学校の暴力行為件数、不登校児童生徒数、いじめ認知件数及びいじめ解消状況の集計をまとめたものでございます。

まず、暴力行為の発生件数につきましては、小学校で7件、中学校で12件、高等学校で0件となっております。

次に、不登校児童生徒数についてですが、不登校とは「病気」「経済的理由」を除いて年間30日以上登校していない状況にある者をいいます。本市における不登校児童生徒数は、小学校では令和4年度の631人から令和5年度は739人と108人増加し、コロナ前の令和元年度に比べて約2.6倍となっております。また、中学校では令和4年度の1,080人から令和5年度は1,171人と91人増加し、令和元年度に比べて約1.6倍となっており、小・中学校ともに過去最多となっております。高等学校では、令和4年度の10人から令和5年度は14人と4人の増加となっております。

小・中・高等学校において不登校児童生徒数が増加した背景としましては、新型コロナウイルス感染拡大防止対策により、少しでも体調不良がある場合も欠席することを余儀なくされる状況が続いたため、令和5年度も引き続き学校を欠席することへのハードルが下がったことや、コロナ禍を経て子供の生活リズムが乱れやすい状況が続いたことなどが要因であると思われま。

さらに、教育機会確保法や令和元年10月25日文科省発出の「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)」により、不登校が児童生徒によっては休養や自分を見つめ直す期間となり得るという前向きな捉え方が周知されたことも、不登校児童生徒数が増えた要因の一つであると考えます。

なお、出席した日数が0日の児童生徒数は、小学校で21人(不登校児童数のうちの2.8%)、中学校で50人(不登校生徒数のうちの4.3%)、高等学校では0人となっております。しかし、小・中学校ともに学級担任や学年主任等児童生徒と一定のかかわりを持つ教職員が、週に1回程度以上家庭訪問や電話連絡をすることなどにより、つながりを絶やさぬように努めております。

また、小・中学校の不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で専門的な相談・指導等を受けていない児童生徒は59.9%となっております。

不登校について把握した事実として、小・中学校ともに、「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多く、次いで「不安・抑うつ等の相談があった」が多くなっております。高等学校は、「生活リズムの不調に関する相談があった」が最も多く、次いで「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が多くなっております。

本市におきましては、引き続き子供たちに寄り添いながら、児童生徒が不登校にならない「魅力ある学校づくり」に取り組むとともに、オンライン面談などI

CT等を効果的に活用して、不登校児童生徒への個別支援をさらに充実させていく必要があると考えております。各学校においては、不登校対策支援プランを作成し、平素より組織全体で不登校対策に取り組んでおり、不登校の兆候が見え出した児童生徒に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、適切なアセスメントに基づき、早期対応に努めております。また、市教委におきましては、今年度、中学校35校及び小学校18校に不登校児童生徒支援員を配置し、校内サポートルームにおける学習支援や生活支援など、個別支援の充実を図っております。また、専門的な相談につながっていない児童生徒の割合をできるだけ小さくすることが必要であると考え、今年度の10月末には保護者連絡アプリを活用し、「姫路市不登校相談リーフレット」を全保護者に向けて周知しております。

次に、小・中学校のいじめの認知件数につきましては、国及び県と同様に増加の傾向を示しております。これは、小・中学校ともに法律の定義に即しいじめの積極的認知が進んだこと、また、中学校においては、アンケートや教育相談の充実など、児童生徒に対する見取りの精緻化やSNS等のネット上のいじめの積極的な認知などが影響したと考えられます。

いじめの態様としましては、小・中学校ともに「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっており、次いで「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする」となっております。また、高等学校では、「冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が最も多くなっております。

教職員がいじめなどの兆候を適切に把握し、解決に向けて迅速に対応していくため、今後も法律上のいじめの定義についての周知を図り、校内いじめ対応委員会による更なる積極的認知を呼びかけていくとともに、いじめの重大化・深刻化を防ぐため、いじめを把握した早期の段階から、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関と連携した相談体制の充実やチーム学校による組織的対応を図っていくよう、引き続き各学校に指導を徹底してまいります。

最後に、いじめの解消状況につきましては、本市は、国・県と比較して低い値になっておりますが、決して解消していない状態で放置しているわけではございません。単に謝罪をもっていじめの解消とせず、いじめの加害行為が止んでいる状態が少なくとも3か月は継続しており、かつ、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことが本人及び保護者への面談により確認されている等の要件を満たしていることが必要とされていることから、本市においても安易に解消とせず、継続的に丁寧な見守りを重視するよう、学校に徹底しております。今後も引き続き、いじめの状況や関係児童生徒の様子を注視し、解消要件に該当する事案がないか確認するよう周知してまいります。

教育長

○ この件について、各委員は質疑を願います。

(問)

中学生の不登校がかなり多いように思いますが、学年に偏りはありますか。

- (答) 令和5年度における中学生の不登校は、1年生295人、2年生430人、3年生446人です。
- (問) 令和4年度の中学1年生の不登校は何人でしょうか。
- (答) 276人です。
- (問) もちろん、中には不登校が解消された生徒もいるでしょうが、令和4年度に不登校だった276人が令和5年度には430人へ増えたという見方になると思います。学校や地域での偏りはありますか。
- (答) 学校や地域の明確な偏りは把握していません。
- (問) 中学1年生の不登校の要因として、小学校から中学校へ進学する際の負荷などが考えられますが、中学1年生から2年生へ学年が上がる際は、進級におけるサポート方法やコミュニティの作り方などが要因になっているのではないかと思います。2年生から3年生にかけては不登校児童生徒数が特段増えてはいないということですので、1年生から2年生にかけてのサポートの方法を特に考える必要があるのではないのでしょうか。本市と県内他市における進級時のサポート方法の違い等について、確認したことはありますか。
- (答) 全国的に学年が上がると不登校児童生徒数が増えている状況であり、本市だけが中学1年生から2年生にかけて顕著に増加しているという認識は持っておりません。本市としましては、登校できている生徒が新たに不登校となることのないよう、学校行事を充実させる等「魅力ある学校づくり」に努め、普段から教員が様々なコミュニケーションを図ることで生徒の気持ちが前向きになるよう努めています。
- (問) 本市の小学校におけるいじめの認知件数が全国と比べて低い点について、説明をお願いします。
- (答) 本市と全国の傾向が大きく異なる点としまして、全国では低学年の認知件数が最も多く、学年が上がるにつれて認知件数が少なくなる傾向にあります。本市では小学校のどの学年においても認知件数に大きな差異はありません。低学年において他市であればいじめと認知しているものを本市では認知していない可能性もありますので、低学年においても単にトラブルと捉えるのではなく積極的ないじめの認知に努めるよう、校長会を通じて伝達をしています。
- (意見) 暴力行為件数が非常に少ないのですが、言葉で説明することが苦手で、つい手が出てしまう生徒が一定数いるという話を聞きます。いじめについては積極的な認知

を周知されていると思いますが、暴力行為についても、不登校につながる状況などが考えられますので、突発的なものと捉えて、その場を治めて終わらせるのではなく、きちんと認知して、指導するようにはしていただければと思います。

(答) 今まで、本市の暴力行為件数が他市に比べて少なかった理由の一つとして、本市では軽く叩いたり押ししたりするなど軽微なものについては計上してこなかったことが挙げられます。今回、県教育委員会から事の強さではなく、故意に有形力を加える行為は全て計上するよう指導がありましたので、本年 10 月に各学校へ通知し計上方法を改めております。従って、今後は件数が増加することになると思います。

(問) 小学校低学年の不登校の割合が気になります。状況はどうでしょうか。

(答) 不登校については、令和 5 年度において小学 1 年生 57 人、2 年生 85 人となっています。

(問) 昨年度と比べて、増減はどうなっていますか。

(答) 令和 4 年度は小学 1 年生が 53 人でしたので 4 人増、2 年生は 71 人でしたので 14 人増となっており、小学校低学年においても不登校の児童は増加しています。

(意見) 就学前に様々な状況におかれていた児童が小学校へ集まると思いますので、各就学前施設と小学校との連携強化も必要ではないでしょうか。校区によって、積極的に学校や園と連携を図っているところもあれば、大変だからと距離を置いているところなど、対応に温度差が生じているように感じます。小学 1 年生で席に座ることができない児童がいるという話を聞くこともあります。入学後に考えるのではなく、就学前の児童の姿を捉えていないと対応が難しいのではないかと感じますので、どの校区においても就学前施設と小学校との連携やつながりは大切であることを伝え、同じ温度差で対応するよう改めて力を入れていただければと思います。

(答) まず大切なのは、入学する児童生徒の特徴や課題を学校が把握することだと思いますので、各学校において就学前施設との情報交換は年度末の段階から進めているところです。ただ、今は保護者の仕事の都合などで遠方の就学前施設に通っている状況も珍しくなく、1 つの学校に 20 を超える就学前施設から入学することもありますので、各施設と経営方針等も含めた日常的な擦り合わせを行うことは現状として難しく、課題であると認識しています。

(意見) 難しい調整だとは思いますが、どの校区にいても、どのような状況にあっても、就学前施設と連携した小学校で、等しく受け入れてもらえるようにしなければ、不登校やトラブルの解消にはつながらないと思いますので、ぜひ重点事項として取り組んでいただきたいと思います。

- (意見) 不登校に関して、「コロナ禍の習慣で、休むことへのハードルが下がっている」とありました。セーフティーネットをうまく活用できればよいのですが、大人の安易な活用が、子供に影響を与えている傾向が見られるように思います。教育に限らず、不適切なセーフティーネットの使い方を正さないと、制度がうまく機能しないのではないかと感じました。
- (意見) 色々と意見をいただきました。このようなデータが出たことを機会として、まだまだできることはないか考えていきたいと思います。
- 教育長 ○ それでは、他に意見等もないようですので、報告事項の2についてはこれです承したいと思います。
- 教育長 ○ それでは、非公開案件の審議に入ります。
- ・・・[非公開案件の審議]・・・
- 教育長 ○ 次に、日程第5 次回委員会開催日時等を議題といたします。事務局より説明してください。
- (事務局) ○ 次回の定例教育委員会ですが、12月12日木曜日の午後2時00分に開催していただきたいと思います。
- 教育長 ○ 事務局からの提案どおり、次回の委員会については、12月12日木曜日の午後2時00分に開催することに御異議ございませんか。
- (委員) [異議なしの声あり]
- 教育長 ○ 異議なしと認めます。よって、次回の委員会の開催については、12月12日木曜日の午後2時00分に開催することといたします。
- 教育長 ○ 以上で本日の案件は全て終了しました。
○ それでは、日程第6 その他に入りたいと思います。
○ 事務局から、何か報告、連絡事項はありませんか。
- (事務局) [特になし]
- 教育長 ○ 以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の委員会を閉会いたします。

○ 散 会 (午後3時47分)